

第4回大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（案）に係る説明会

■日 時：令和4年1月17日(月) 14:30～16:15

■場 所：守口・門真商工会議所

【質疑応答 概要】

司会 : それでは、これより、質疑応答に移らせていただきます。できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、ご質問は、発言機会1回につき、お一人様ひとつとし、簡潔にご発言いただけますよう、よろしくお願いします。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

質問者1 : 今日は、お忙しい中、説明会を開いてくれた職員の皆さまに感謝しています。ありがとうございます。
質問なんですけど、雇用の機会がたくさん生まれるという説明なんですけど、基本的に、どんなお仕事なのか、どんな雇用形態なのか、ちょっとわからないので、教えてほしいんですけど。お願いします。

理事者 : お答えいたします。I R事業者での雇用になりますけども、今、想定といたしましては、約15,000人程度の雇用と想定してございます。これについては、I R事業者の、これまでの知見等を踏まえて、想定しております。
具体的には、当然、そういったI R事業者としての経営を担う部門なり、様々な宿泊の部門であるなり、M I C Eの展示場なり、国際会議場の部門、また、カジノの部門ということで、それぞれ、様々な、非常に多様な職種にわたって、また、これについては、女性の雇用も含めて、取り組んでいくということになるかと思えます。以上でございます。

司会 : ご質問ありがとうございました。では次のご質問に移らせていただきます。

質問者2 : 私は、カジノ問題をですね、10年ぐらい調べている者なんですけど、質問が限られているので、山ほどあるんですけど、一つに絞りたいと思うんですけど、カジノの収益が4,200億円とあります。これは大変な金額だと思います。というのは、カジノの収益というのは、いわゆるGGRですね、粗収益と言われるものですが、これは、カジノ業者が儲けた金、つまり売上と言われているんですけど、実態はカジノ業者が儲けている。我々は、賭博で地域振興を反対しているんで

すが、なぜ反対しているかと言うと、このお金というのは、巻き上げたお金なんです。つまり商取引とは、本質的に違う。商取引の場合は、金の流れに対価が伴っている。サービスが伴っている。つまり、賭博の場合は、負けた者から勝った者に、一方的に流れるだけなんです。その金は、フィフティフィフティではなくって、皆さんの試算でいうと、4,200 億円巻き上げると言うことを言ってるんです。この 4,200 億円を色んなところに使うから、経済効果があるということ言ってるんです。

この分析は、極めて不十分である。つまり、4,200 億円巻き上げられたら、それだけ所得が減るわけです。需要が減るわけです。この関連効果を調べないといけないんじゃないでしょうか。そういうふうに考えると、実は、言われているほどの経済効果はない。

違法性の阻却という言葉がありますが、この言葉は、どれだけ、この資料を読んでも出てきません。違法性の阻却というのは、何をもって違法性の阻却と言われているのか。まあ、通して読めば、経済効果はあるということなんでしょうけど、しかし、その経済効果というのは、夢洲の土地も大変金がかかります。それから、巻き上げられたお金であります。こういうのを本当に経済効果と言っていいんでしょうかと。つまり、違法性は阻却されてないというのが、私の考えであって、そういう問題が出てくるとなると、おそらく裁判が起こるんじゃないかということを思っております。以上です。

理事者 : ただいまのご質問の件でございますが、まず、違法性の阻却の関係につきまして、我々といたしましては、I R整備法が成立される中におきまして、このI R整備法の内容自身が、目的の公益性や運営主体の性格などの8つの検討の観点でございますが、その観点を踏まえて立案されておりまして、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られているという国の見解もございまして、そういった刑法の賭博、違法性が阻却されているものと認識して、事業を進めているところでございます。

次に、実態として、経済効果がないのではないかと、というお話をいただいたところでございますけれども、我々といたしましては、カジノの収益を活用いたしまして、まず一つは、事業者側でカジノの収益を内部還元、例えば、MICE施設であったり、魅力増進施設、送客施設、そうした中核施設に還元していくことにしております。その中で、例えば MICE 施設の場合、新たな国際会議や展示会の誘致、そうしたことにより、新たな効果が生まれるものと考えております。また、先程のご説明にもありました魅力増進施設や送客施設、そうしたものを活用して、I Rにお客様を留めるのではなく、府内・関西、日本全国、そうしたところに、お客様に行っていただくことによって、その効果を波及で

きる、そうしたカジノ収益の内部還元による施設運営に伴いまして、経済の効果が生まれると考えております。

さらに、納付金ということでの社会還元ということもございますので、そうした様々な活動を通じて、このカジノ収益につきましては、広域に還元され、経済効果の創出につながっていくものと考えております。

司会 : すみません。お一人様お一つとさせていただいておりますので、申し訳ございませんけど、次のご質問いただきます。

質問者 3 : カジノ業者の撤退リスクについて、少し確認をしたいと思うんですけれども。昨年の第 8 回の大阪市の大規模リスク管理会議の中でですね、カジノ業者の撤退リスクがあるんだと。その時でも、まずは、事業が継続できるようなスキームを目指していきたい。具体的には、事業者が変わっても、I R 事業が継続できるようなシステムを目指したい。その上で、土地に関しての契約保証金を始め、事業者に一定の担保をとるようなスキームを考えたいというご発言が、I R 推進局からあるんですけれども、これは、既に、事業者としては MGM オリックスが決定しているわけなんですけれども、ここの部分では、そうしようということが、既に合意されているのか、事業者との間でですね。その流れの中で、大阪府・市としてもね、納付金収入の一定額を、いわゆるリスク対応ということで、積み上げるということ含めて、トータルとしてのリスクヘッジについて検討を進めていきたい、ということが含まれていますけど、要するに、民間企業の撤退リスクを大阪府・市が被ると、リスクヘッジするということになると思うんですけれども、先ほどの 1,060 億円のうち、一体どれぐらいの規模を考えているのか、ということですね。これ、お答えいただきたいと思います。

理事者 : お答えいたします。まず、リスク分担等の観点でございますけれども、事業者の撤退につきましてはですね、仮にそういったリスクについては、基本的には運営事業者が負うということで、これは、実施方針等にも定めてございます。ただ、一方で、不可抗力等が生じた場合については、区域整備計画の見直しを行うというようなことも実施方針に記載をしております。ただ、府・市としましては、そういった I R 事業者の撤退というようなことがないように、モニタリングとかをですね、しっかり実施をしながら、仮にそういったリスクが発現するというような場合については、これは、事業者を変更なりさせた上で、I R 事業、I R 区域としての継続を目指していきたいということで考えております。

それと、あとリスクヘッジの観点から、納付金並びに入場料の確保については、これは、今、方針をお示ししておりますけれども、具体的には、今後、議論してまいりたいと考えております。以上です。

司会：では、次のご質問をお願いしたいと思います。

質問者4：私も、収益の分についての質問なんですけれども、こういう大きなプロジェクトをやる場合は、長期的な、持続可能な見通しっていうものをしっかり持っていただければ、無責任極まりないというふうに、私は思ってますので、その部分について、これまでの発言の中でも、非常に不明確なところがあったなと思っておりますが、私の方からは、収入の見通しについて質問いたします。収入は、私、二つあると思うんですけれども、まず、大阪市に対しては、賃貸料が入ってきますよね。1 平米あたり 428 円、月々ね。これどうなんですか、ものすごく安いと皆さん思いませんか。そりゃ、ごみで固めた島ですからね、確かに、そんな高いこと出したら、誰も来ないっていうのはわかるんですけども、これを、単純計算 49.2 万平米を 35 年間ずっと、仮にですよ、35 年間ずっと払っていただけたとしてもですね、先ほど報告にあったように、説明にあったように、875 億円しかないわけですよ。ちょうど、この 800 億円って最近問題になっている土地の改良で、大阪市が出しますよってお金に、ぴったり合うなと思ってはいるんですけども、そのぐらいにしかない。だから土地の賃貸料については、ほとんどタダみたいなもんじゃないかと私は思っているんですけれども、そうなりますと、あてになっているのは、話題になっています大阪府と大阪市に対する納付金ですね。これが見通しとしては、毎年 1,060 億円入るだろうということで、計画立ててるようなんですけれど、この見通しが、本当に 35 年間見通せるのかどうかってことについて、はっきりとした見解と見通しを示していただきたいわけです。というのが、年間売上の見通しが、5,200 億円ということになってますけれど、これが果たして可能なかどうか。そして、もし、これが出来るとしても、コロナ禍で大阪府・市に対する納付金のお金、これが 740 億円となってますけれども、どっから 740 億円というお金が出てくるのか、収入のうちの何パーセントとかって、そういう割合なのか、それとも始めから 740 億円という数が決まっているのかどうか、その辺も示していただきたいのと。入場料の 320 億円っていうのも、これも絵に書いた餅みたいなもので、果たして、これだけの収入が、毎月、毎月、毎年あるかという見通し…

司会：すみません。時間の関係もございますので。要点をまとめていただけますでし

ようか。

質問者 4 : その見通し、根拠をしっかりと示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

理事者 : お答えいたします。まず一点目、土地の賃貸料、月平米あたり 428 円が安価ではないかというご指摘についてでございますが、これにつきましては、不動産鑑定を実施しました上で、算出をしております。それで、不動産鑑定にあたりましては、こちら商業地域ということで、商業用途を前提とした鑑定をしております。夢洲のこれまでの産業物流、倉庫とかの用地と比べますと、鑑定の結果、高額になっております。賃貸料としましては、ご指摘のとおり 35 年間で約 880 億円程度の収入になりますけれども、仮に、売却とした場合については、鑑定では約 590 億円ということで、そういったことも踏まえて、総合的に賃貸での貸し付けということで、検討をしております。

次に、納付金 1,060 億円の根拠についてでございますが、これはご指摘いただいておりますとおり、カジノ行為粗収益ですね、カジノの賭金総額から、顧客への払い戻しの額を差し引いた差額、これをカジノ行為粗収益ということに、法律上なっておりますけれども、これに対しまして、法律上 30 パーセント、納付金としてかけるということになりますので、それが、地方と国、各 15 パーセントということで、現在の想定としましては、地方に、その 15 パーセント分として、1,060 億円と考えております。

ただ、ご指摘のとおり、定額で決まった額というわけではございませんで、毎年の変動によりまして、前後するということになっております。

納付金と同様に、入場料については、日本人の入場者から、1 人当たり 6,000 円ということで、国、地方半額ずつということで、来場者数を想定した上で、算出をしております。それと、あと、そういった見込みについては、当然カジノの来場者については、国内の日帰りのお客様、宿泊、また、海外からのお客様の人数をですね、各種統計から、一定の数字を想定しまして、また、既存の I R 施設の事業の知見を活かして、算出をしております。以上でございます。

司会 : ご質問ありがとうございました。では、次の方、お願いします。

質問者 5 : 僕がお伺いしたいのは、市民の理解、府民の理解、これが、一番肝心だと思うんですね。先ほどの資料を見ると、地域の合意形成という形で言われていますけれども、これね、世論調査、例えば、I R 法が出来た時、賛成する人、その時は 44.9 パーセント、失礼、反対する人が、44.9 パーセント、賛成 18.3

パーセント、年を追うごとに、直近になるごとに、反対が大きく上回っているわけですよ。

例えば、2020年の1月6日、東京新聞によれば、64パーセントの方が反対している。賛成は、32パーセントですよ。その中で、自分の市町村や生活圏で、そういうI Rを整備されるということについては、77パーセントの方がね、ノーと言ってるんですね。

また、最近の、皆さん方ご存じだと思いますけれど、昨年8月の横浜市長選挙、これにおいて、大差でI R反対の市長さんが当選して、横浜でそういったことは、もうやらないということを表明されている。これ見てたら、先ほどの合意形成、見てたらね、企業対象者1万人と言われてますけれど、地元企業とか、納税もしていないような大学生、この人らを、ぎょうさん数集めて、1万人の方にセミナーをしたとか言って、実際ね、納税している大阪府民、わしは年金生活者ですけど、こういった、今、カジノを、実際、推進しようとしていることに対して、いかなる理解をしているのか。そういったことを踏まえたうえで、行政としてね、やってもらわんと困るわけです。そういった意味でね、今日は1月17日、阪神大震災が起こった日ですわ。11年前には東北で震災も起こりましたわ。あの時なんて、言われてる。あの時で30年。あと20年以内にね、東南海地震も起こる、南海地震も起こる…

司会 : 時間の関係もありますので、要点をまとめていただけましたら。

質問者5 : だから、市民の理解を得るために、本当に、この行政を、予算を費やすために、それを皆さん、大阪府民もね、理解しているのかどうかってことをね、ちゃんと把握したうえで、やってください。

先月、こんだけ、23日に計画書公表されたってね、どんだけ、市民、府民が理解しているのか。それも把握したうえで、ましてやパンデミックという、こんな時に、最高のインフルエンザまで発生して、ここに来るの怖かったですよ。車で来たんだけどね、車停めてもお金、大阪府主催やのに金払ってくれって言われて。

司会 : ご質問の要点をお願いできますでしょうか。

質問者5 : だからね、民意をはかる意味で、住民の投票とか、大阪府がね、一昨年やりましたよね。そういったこともやったうえで、そういうことを進めるなら進める、進めないなら進めない、ということをやるべきだと思うので、いかがですか。

理事者 : 色々ご指摘いただきました。世論調査などにつきましては、報道機関各社が、色々とおられるものも、参考にさせていただいております。

また、セミナー、出前講座等、それだけではなくですね、ホームページですとか、動画の作成、そして特集記事の発行なども、色々ツールを使いまして、私どもの目指す大阪IRの姿、懸念事項への対策などにつきまして、皆様への理解をはかれるように、取組みを行ってまいりました。

他にも、府・市へ直接寄せられるご意見も、これまでたくさん頂いております。そういったご意見も参考にしながら、この事業を進めてまいったところでございます。

今回、区域整備計画案を策定いたしましたので、その内容を皆様に、出来るだけわかりやすくということで、概要版の作成をさせていただき、区域整備計画そのものも、ホームページの方に掲載させていただきながら、皆様どなたでも、ご覧いただけるような形にさせていただきつつ、こういった説明会を開催させていただいているところでございます。

また、先ほども、ご紹介いたしましたけれども、パブリックコメント、そして公聴会も別途、開催する予定にしておりますので、また、そういったところで頂いたご意見につきましては、それに対する府市の見解も、ホームページで公開させていただく予定としております。

こういったことを踏まえまして、次の2月、3月に開かれます、大阪府議会、大阪市会の方で、ご審議をしていただく予定となっております。その議会の方で、議決を得られれば、国の方へ認定申請していくといったような手続きで、進めていきたいと考えております。

司会 : では、次のご質問をお願いします。

質問者6 : 私、元大阪市の職員、41年働いてきました。

過去にベイエリア開発の大失敗で、大阪市民が本当に迷惑してということに、懺悔の念を持っています。

そういうことを繰り返さないという思いで、今回、こういう問題で見ているんですけれども、この間、私、IR推進局に区域整備計画、いつ出るんですかということを、昨年の9月の末ぐらいから、何回も電話しましたが、教えてくれないんですね。

直前に、マスコミ公表がされた後に、その中に800億円という土壌改良費用が計画の中に含まれますかって聞いたら、それも、その日の発表を待ってくださいって、教えてくれないんですよ。

全く、府民に対して、秘密主義を貫かれているという状況があるわけですね。

今回の計画概要、今日、説明もあったわけですがけれども、この5ページにあります、開業時期2029年ってなってますけれども、最大で1年から3年遅れますよと。1年から3年も遅れるっていうね、要は、開業時期は、決まってないじゃないですか。開業時期は曖昧だという計画案だと言わざるを得ません。それから、事業実現に向けた課題ということで、3点書かれていて、新型コロナ対策の問題ね、言われてますけれども、2019年の12月に発表されたIR基本計画、府・市が発表されたね。それとも整合性を見ますとですね、入場者数1,500万人が2,000万人膨らんでいて、元々の数字もすべて膨らませてますね。特にひどいのは、日本人などがIR施設に入っていく数がですね、400万程度だったのがですね、2.5倍の1100万、一体、どんだけ数字を膨らませたのかっていうふうに疑念を持たざるを得ません。

華々しい方がいいということで、はったりをかましたのかというふうに思ったりするんですけども、その他、土壌改良費用の問題もあって、1回目の時も、私、説明会、参加して聞いていたんですけども。

あとですね、黒字維持できますよとおっしゃってましたけれども、その根拠資料を、秘密会議の資料ですけどね、見さしていただくと、要は、今後10年25年後も含めて、土地が売れ続けますよ、賃貸収入も入り続けますよ、相手、まだ、決まっていないわけですよ。全く、たればの話で、黒字が維持できるというふうな、本当に無責任な数字を出してるわけです。

こういう無責任な数字を出しながら、市民に、もう本当に説明をないがしろにしかしていないと、先ほど、公聴会やりますっておっしゃいましたが、もう1月8日に締め切りでしょ。これから申し込みできないじゃないですか。それを知っている府民、どれだけいてるんですか。あなた方は、この計画を議会で決めようとしてますけれども、35年ですよ、35年で後戻りできないんですよ。後戻りできない理由、あんたら説明しませんでしたね。

賠償金を、こちらの都合で、やめるといえるときには払わされるという、そういう契約を結ぶわけでしょう。

35年も後戻りできないような計画を、あなた方が責任持てるんですか。35年後にあなた方、誰が働いているんですか、本当に許しがたい計画やというふうに思います。ちゃんと説明しなさいよと、アンケート取りなさい。

司会 ：ご質問の趣旨を簡潔にお願いします。

質問者6 ：こういう状況の中で、府民は、ほとんど知らない。知らない状況をあんたら分かっているはずじゃないですか。分かっているならば、ちゃんと府民に説明できるように、府政だより、市政だよりを丁寧に出して、ちゃんと説明しなさい

よ。(聞き取れず)

理事者 : すいません。繰り返しますけれども、平成 29 年に府・市 IR 推進局を設立いたしまして、これまで、理解促進ということで、皆様にセミナーですとか、いろんな様々な方法で情報発信をさせてきていただいております。

この計画案につきましても、昨年 12 月 23 日に公表させていただいて、この説明会や公聴会パブリックコメントをしますという周知も報道発表をさせていただいて、開催をさせていただいております。

繰り返しますけれども、今後の手続きといたしましては、公聴会、パブリックコメント、この説明会での質疑応答などを全て公開させていただきまして、議会の方でご審議をいただいて、承認をいただければ申請をしていくとかそういった手続きで、進めていきたいというふうに考えております。

参加者 : 回答なってない。

司会 : では、次のご質問いただきたいと思います。

質問者 7 : 地盤のですね、液状化等についての契約上のことについて、伺いたんですが、建物が建ってから、液状化現象が起こってしまいましたとか、あるいは、関西空港のように、地盤沈下がどんどん進んでしまいましたというような場合に、契約上ですね、瑕疵担保というのはどのような形になってるのでしょうか。

これ、何年間、もし保証つけなければいけないとしたら何年間なんでしょうか。どのような補償内容でしょうか、それとも、何が起きてしまったとしても、一切保証はなしでということでもいいのでしょうか。

理事者 : お答えいたします。

事業者との契約、これは実施協定ということで、IR 整備法では定められておりますけれども、この詳細については、現在、検討調整中の部分もございますけれども、いわゆる瑕疵担保、今言います契約不適合責任についてはですね、液状化等については、こういった対策を行うということで、府市として、土地所有者としての責任を負うということで考えております。

一方で、それ以外の土地の課題以外についての契約不適合については、責任は負わないというような方向で考えていきたいと思っております。

質問者 7 : 地盤沈下も責任なしということですか。

司会 : すいません、マイクを持って発言いただけますでしょうか。

質問者 7 : あの、地盤沈下と液状化についてお聞きしたんですけども、地盤沈下については責任を負わないということですね。

理事者 : 現在、その辺りも含めてですね、調整、検討しているという状況でございます。

質問者 7 : 決まってないけれど、800 億円を出すということですね。

理事者 : 本市といたしましては、液状化、これ液状化層が点在しているということが、既に判明しているという点・・・

質問者 7 : 液状化じゃなくて地盤沈下です。

理事者 : 地盤沈下についてはですね、一定、沈下の予測をしてございますけども、契約上の取り扱いについては、引き続き検討してまいりたいと・・・

質問者 7 : 検討してるけれど、お金を出すということですね。どのような結果になってもお金は出すということですね。

理事者 : 液状化については、負担をしていくということで、決定しております。

質問者 7 : 液状化ではなくて、地盤沈下について、関西空港のように、何十年も沈下が止まらないということは、よくあるところなので、今後ですね、どのようなリスクもあるのかということをお聞きしたんですけども、まだ検討中ですよということだったんですけども。これは、どのようなことになるかわかんないけれども、土地に対する地主責任としての投資をすると、お金を出すということですね。液状化については、当初、お金を出すということは公表されてますけれども、今後、例えば、東南海地震等が起きて、やっぱり液状化が起きてしまいましたというときに、何か、責任を取れますかということをお聞きしたんですけども。その点についてもお答えいただけますか。

理事者 : 先ほどの液状化については、市として、対応していくこととしていますが、それ以外の内容については、現在、検討・調整中です。

司会 : 次の、質問にまいりたいと思います。

質問者 8 : 私、第 2 回の説明会で、質疑内容を皆が知ることができるようにして欲しいとお願いしたんですが、1 回目、2 回目の説明会の議事録が 14 日にホームページにアップされたことを確認しました。どうもありがとうございました。

ただ、なかなか数字の意味、大きな施設に何人も来てすごいお金で、全然、想像もできないので、そこに関わる質問をいくつかします。

先ほど、要するに、入場料収入の収入から 1,066 万人が、年間で、カジノを利用するんだという計画だということはわかりました。

一方でですね、計画案の概要 14 ページ、観光への効果のところ、I R 区域の来訪者数、国内は 1,400 万人となっております。そのうち、1,066 万人がカジノを利用すると、子供とか利用できない人も来るでしょうから、大体、利用可能な人は、そこに来た人は、ほぼ全て、カジノを利用するという計画ということで間違いないでしょうか。

それから、概要版の 5 ページ、ゲーミングの 4,200 億円ですけれども、そう書いてあるんですけれども、すごい大きい数なんです。この計画では、要するに、一日当たり何人の人がカジノ施設を利用して、一日当たり何円するという、得をする、損をする人もいるかと思いますが、平均して、何円損をするのか、一日当たり、一人当たり、どれくらい損をするのかという計画なのか、教えて欲しいのと、是非、その辺のイメージがつかめないの、ちょっと具体的に分かるように教えて欲しいと思います。お願いいたします。

理事者 : お答えいたします。ご指摘の日本人、I R 全体の来場者数は、1,400 万人を想定しております。

一方で、I R のカジノ施設の利用者については、1,070 万人程度のご利用ということで、ご指摘の通り多くの方がご利用いただくという想定になっております。それと、お一人の方が来られて、ゲーミングで、どの程度の費用、当然、人によりますが、使うのかということについてはですね、国内日帰り客、国内の宿泊客また、外国人旅行者、それとあわせて、いわゆるマス層、プレミアム層、VIP ということでですね、それらを踏まえて、海外の事例とか、事業者の知見などを踏まえて、設定しております。

当然、国内のお客様が、外国人に、VIP ということで、一人ごとですね、大きく異なりますので、一概には、いくらという事は申し上げられないところというふうに考えております。

単純にですけれども、先ほどの 1,066 万人を想定 4,200 億円で割ると、一人当たり 2 万数千円ということで、単純に、機械的に割り算をするとそういったイメ

ージですが・・・

参加者 : 4万ちやうの。

理事者 : 外国人も含めてですね、1,000万人は日本だけですので、外国人も含めてくると1,600万程度の利用を想定してございますので、2万数千円。

ただ、申し上げましたとおり、VIPであればですね、非常にお金を使う方もいらっしゃるということです、ちょっと平均表示するのは適切でないかなというふうに思っております。以上です。

司会 : ありがとうございます。

お時間が参りましたので、最後1人だけいただきたいと思います。

質問者9 : 私も、日本で初めて、民間の大規模な賭博場を作るっていうことに、すごく不安と反対と思っているんですけども、いろんな方にしゃべって、海外・外国の金持ちは行くから、私、関係ないし、行かへんという方が結構おられるんです。でも、今のずっと話で、結局は、前のときは、国外の方が多い数字でしたけど、ずっと言われてるように、年間国内1,400万人、7割が日本人で、東京や北海道や日本全体から、今、大阪に来るかって言ったら、そんな状況でもなく、そしたらもう、大阪府内の関西で、ずっと地元密着で行政がべったりPRをして、一緒に絡んで、調整していくっていうことが書いてあるんです。

そしたらもう、それで、収益見込みなかったら、大阪府民にどんどんPRして、なんとか大阪府内、関西から人間引っ張ってこようということになると思うんですが、具体的にどういうふうに、もし、カジノIRができたときに、どういうふうに、市民にカジノをPRしようとしてるか。例えば、社会見学とか、遠足の対象になるとか、そういうふうに、今、関係ないと思ってる方が、結構おられるんですが、実際のところ、IRができたら、府民、市民どういうふうにしていく、案内していこうとしてるんですか。観光局が入るということは、どんどん世界というてはるけど、日本人に向けて、PRしようと、行政として、やろうとしているかっていうのを教えていただきたいんです。

もう、この3月に、市会か府会で決まるなんて大事なことで、ほとんど知らない中で、決めようとしていて、カジノができるって決まりました、万博とセットで、どんどんやっていくっていう実態を知らない中で、どんどん誘致をしていくんじゃないかという危惧をしております。

理事者 : カジノに関しましては、IR区域の外では、カジノの広告とか勧誘とか、そう

いうことは、できないという決まりになっております。

一部、国際空港とかは例外があるんですけど、基本的に、そのカジノの広告勧誘などは、ＩＲの区域外では、できないということになってございます。

ＩＲ事業者に関しましても、それはできないということで、法律で決まっております。それを、きっちりと遵守しているかということに関しましても、府市としても、チェックをしていくことになります。

質問者 ９：でも、府民、市民を対象に、ＩＲをＰＲしていくんですね。

理事者：もし、大阪にＩＲが立地できることになりましたら、それは、大阪の新しい国際観光拠点、一つの魅力ということになりますので、具体的にどのような形で発信していくのかというのは、認定がもし決まれば、それからの話になりますけれども、決まりましたら、例えばですけども、大阪観光局の情報発信力を活用しながら、国内外へ情報発信したり、府内のＤＭＯや観光協会、そうしたところと連携しながら、魅力発信については、考えていく必要があるかと考えております。

司会：では、これをもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。

参加者の皆さまに関しては、最後まで、ご参加いただきましてありがとうございます。

※参加者のご発言について、一部、確認できない箇所等があり、正確性を欠く場合があります。ご了承ください。